

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東北地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 14 件

厚生年金関係 14 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成15年6月16日は40万8,000円及び同年12月15日は37万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月16日
② 平成15年12月15日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、各申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人に係る預金口座取引履歴等により、申立人は、平成15年6月16日は40万8,000円及び同年12月15日は37万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役等に照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間①及び②に係る標準賞与額に基づく保険料について納

入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成15年6月16日は24万9,000円、同年12月15日は21万7,000円、16年6月15日は31万7,000円、同年12月15日は27万5,000円、17年6月15日は27万8,000円、同年12月15日は33万1,000円及び18年6月15日は28万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月16日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年6月15日
④ 平成16年12月15日
⑤ 平成17年6月15日
⑥ 平成17年12月15日
⑦ 平成18年6月15日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、各申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑦までの申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人に係る預金口座取引履歴等により、申立人は、平成15年6月16日は24万9,000円、同年12月15日は21万7,000円、16年6月15日は31万7,000円、同年12月15日は27万5,000円、17年6月15日は27万8,000円、同年12月15日は33万1,000円及び18年6月15日は28万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの

賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役等に照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間①から⑦までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（宮城）厚生年金 事案 3060

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B営業所における資格取得日に係る記録を平成9年12月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年12月24日から10年1月5日まで

私は、平成9年12月24日からA株式会社B営業所に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は10年1月5日となっている。

当時の採用通知（平成9年12月24日採用）があり、勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社本社から提出された採用通知及び労働者名簿により、申立人が同社B営業所に平成9年12月24日から継続して勤務していることが確認できる。

また、上記採用通知等によると、申立人は平成9年12月24日から10年2月20日まで試用期間であることが確認できるところ、A株式会社本社は、「試用期間であっても厚生年金保険に加入させている。申立人以外で採用年月と社会保険の加入年月が相違している者はいない。」と回答している。

さらに、申立期間前後にA株式会社B営業所に採用された同僚の中で、試用期間を設けて採用された者の厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、同社の採用日と被保険者資格の取得日が同日になっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成 10 年 1 月の社会保険事務所（当時）の記録から、22 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が保管している申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書における資格取得年月日が平成 10 年 1 月 5 日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 9 年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る同年 12 月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成16年6月15日は9万1,000円、同年12月15日は34万2,000円、17年6月15日は37万6,000円及び同年12月15日は34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月15日
② 平成16年12月15日
③ 平成17年6月15日
④ 平成17年12月15日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、各申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④までの申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人に係る預金口座取引履歴等により、申立人は、平成16年6月15日は9万1,000円、同年12月15日は34万2,000円、17年6月15日は37万6,000円及び同年12月15日は34万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役等に照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）

には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間①から④までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（福島）厚生年金 事案 3063

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を41万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 22 年 6 月 30 日

A事業所から支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かった。

当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されているので、申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された期末・勤勉手当内訳書、過年度社会保険料年間過不足額詳細総計及び歳入歳出外現金明細表により、申立人は申立期間において、41万3,092円の賞与を支給され、標準賞与額41万3,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により、厚生年金保険法に係る保険料徴収権の時効（2年）が経過する前の平成22年11月29日に控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所は、「平成22年6月に支払った申立人に係る賞与について、標準賞与額に係る届出を行っておらず、保険料も納付していない。」と述べていることから、年金事務所は、申立人の主張する申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（福島）厚生年金 事案 3064

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を44万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年6月30日

A事業所から支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かった。

当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されているので、申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された期末・勤勉手当内訳書、過年度社会保険料年間過不足額詳細総計及び歳入歳出外現金明細表により、申立人は申立期間において、44万4,162円の賞与を支給され、標準賞与額44万4,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により、厚生年金保険法に係る保険料徴収権の時効（2年）が経過する前の平成24年3月27日に控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所は、「平成22年6月に支払った申立人に係る賞与について、標準賞与額に係る届出を行っておらず、保険料も納付していない。」と述べていることから、年金事務所は、申立人の主張する申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（福島）厚生年金 事案 3065

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額（44万4,000円）であったと認められることから、当該期間に係る記録を44万4,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年6月30日

私は、平成22年6月30日にA事業所から44万4,162円の賞与が支給されたが、国の記録では47万円とされているため、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成22年6月30日に支給された賞与に係る標準賞与額が44万4,000円であることから記録の訂正を求めているところ、A事業所から提出された健康保険・厚生年金保険標準賞与額決定通知書により、申立人の当該期間に係る標準賞与額は47万円として決定されていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

しかしながら、A事業所から提出された期末・勤勉手当内訳書によると、当該期間の賞与支給額は44万4,162円であり、当該賞与支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、当該事業主は、「申立人に支給した賞与額は44万4,162円であり、年金事務所に対して標準賞与額を44万4,000円として届出すべきところ、47万円として誤った届出を行い、訂正届も提出していない。」旨述べている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額は44万4,000円であることが認められることから、当該記録を44万4,000円に訂正することが必要である。

東北（福島）厚生年金 事案 3066

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額（9万2,000円）であったと認められることから、当該期間に係る記録を9万2,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 62 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 22 年 6 月 30 日

私は、平成 22 年 6 月 30 日に A 事業所から 9 万 2,070 円の賞与が支給されたが、国の記録では 92 万円とされているため、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 22 年 6 月 30 日に支給された賞与に係る標準賞与額が 9 万 2,000 円であることから記録の訂正を求めているところ、A 事業所から提出された健康保険・厚生年金保険標準賞与額決定通知書により、申立人の当該期間に係る標準賞与額は 92 万円として決定されていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

しかしながら、A 事業所から提出された期末・勤勉手当内訳書によると、当該期間の賞与支給額は 9 万 2,070 円であり、当該賞与支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、当該事業主は、「申立人に支給した賞与額は 9 万 2,070 円であり、年金事務所に対して標準賞与額を 9 万 2,000 円として届出すべきところ、92 万円として誤った届出を行い、訂正届も提出していない。」旨述べている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額は 9 万 2,000 円であることが認められることから、当該記録を 9 万 2,000 円に訂正することが必要である。

東北（福島）厚生年金 事案 3067

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額（41万3,000円）であったと認められることから、当該期間に係る記録を41万3,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年6月30日

私は、平成22年6月30日にA事業所から41万3,092円の賞与が支給されたが、国の記録では49万8,000円とされているため、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成22年6月30日に支給された賞与に係る標準賞与額が41万3,000円であることから記録の訂正を求めているところ、A事業所から提出された健康保険・厚生年金保険標準賞与額決定通知書により、申立人の当該期間に係る標準賞与額は49万8,000円として決定されていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

しかしながら、A事業所から提出された期末・勤勉手当内訳書によると、当該期間の賞与支給額は41万3,092円であり、当該賞与支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、当該事業主は、「申立人に支給した賞与額は41万3,092円であり、年金事務所に対して標準賞与額を41万3,000円として届出すべきところ、49万8,000円として誤った届出を行い、訂正届も提出していない。」旨述べている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額は41万3,000円であることが認められることから、当該記録を41万3,000円に訂正することが必要である。

東北（青森）厚生年金 事案 3071

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和49年1月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、6万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月25日から49年1月1日まで

私は、昭和48年4月1日からA株式会社に勤務し、途中で社名は変わったが業務内容に変更は無かった。

申立期間も継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、A株式会社及び株式会社B（現在は、株式会社C）に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A株式会社の事業所別被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当初、昭和49年1月1日とされていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である同年2月28日より後の同年3月25日付けで、遡及して48年12月25日に訂正されていることが確認できる。

また、A株式会社において、申立人と同様に、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が遡及して訂正されている者が多数存在することが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、社会保険事務所（当時）が昭和48年12月25日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA株式会社における厚生年金保険被

保険者の資格喪失日は、事業主が当初届け出た 49 年 1 月 1 日であると認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の A 株式会社における事業所別被保険者名簿の上記訂正前の記録から、6 万円とすることが妥当である。

東北（宮城）厚生年金 事案 3072

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和49年1月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、7万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月25日から49年1月1日まで

私は、昭和42年4月8日からA株式会社に勤務し、途中で社名は変わったが業務内容に変更は無かった。

申立期間も継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、A株式会社及び株式会社B（現在は、株式会社C）に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A株式会社の事業所別被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当初、昭和49年1月1日とされていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である同年2月28日より後の同年3月25日付けで、遡及して48年12月25日に訂正されていることが確認できる。

また、A株式会社において、申立人と同様に、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が遡及して訂正されている者が多数存在することが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、社会保険事務所（当時）が昭和48年12月25日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、事業主が当初届け出た49年1月1日であると認

められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA株式会社における事業所別被保険者名簿の上記訂正前の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

東北（岩手）厚生年金 事案 3073

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和49年1月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、6万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月25日から49年1月1日まで

私は、昭和48年4月1日からA株式会社に勤務し、途中で社名は変わったが業務内容に変更は無かった。

申立期間も継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、A株式会社及び株式会社B（現在は、株式会社C）に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A株式会社の事業所別被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当初、昭和49年1月1日とされていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である同年2月28日より後の同年3月25日付けで、遡及して48年12月25日に訂正されていることが確認できる。

また、A株式会社において、申立人と同様に、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が遡及して訂正されている者が多数存在することが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、社会保険事務所（当時）が昭和48年12月25日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、事業主が当初届け出た49年1月1日であると認

められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA株式会社における事業所別被保険者名簿の上記訂正前の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

東北（宮城）厚生年金 事案 3074

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和49年1月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、11万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月25日から49年1月1日まで

私は、昭和41年4月30日からA株式会社に勤務し、途中で社名は変わったが業務内容に変更は無かった。

申立期間も継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、A株式会社及び株式会社B（現在は、株式会社C）に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A株式会社の事業所別被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当初、昭和49年1月1日とされていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である同年2月28日より後の同年3月25日付けで、遡及して48年12月25日に訂正されていることが確認できる。

また、A株式会社において、申立人と同様に、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が遡及して訂正されている者が多数存在することが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、社会保険事務所（当時）が昭和48年12月25日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、事業主が当初届け出た49年1月1日であると認

められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA株式会社における事業所別被保険者名簿の上記訂正前の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

東北（秋田）厚生年金 事案 3076

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和46年3月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月11日から同年4月1日まで

私は、昭和44年3月16日にA株式会社D事業所に入社し、46年3月11日に同社C事業所へ転勤となったが、国の記録では厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人はA株式会社に継続して勤務し（A株式会社D事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人及び申立人が一緒にC事業所へ異動したとする同僚4人の証言から、昭和46年3月11日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和46年4月の記録から4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B株式会社は、当時の資料が残っていないため、保険料の納付状況については不明であるとしており、このほかに確認できる関

連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東北（山形）国民年金 事案 1794

第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月から同年12月まで

私は、平成3年5月に雇用保険の失業等給付を受給し、夫の健康保険の被扶養者から外れたため、A市役所で国民健康保険の加入手続と併せて国民年金の被保険者種別の変更手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、後日、同市役所から郵送された納付書で一括納付した。

申立期間の国民年金被保険者種別を第3号から第1号に訂正し、国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成3年5月に雇用保険の失業等給付を受給し、夫の健康保険の被扶養者から外れた後に、自らA市役所において国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への被保険者種別の変更手続を行い、同市から郵送された納付書で申立期間の国民年金保険料を一括納付した。」と主張しているところ、オンライン記録及び申立人が所持する雇用保険受給資格者証によれば、申立人は、平成3年5月に雇用保険の失業等給付の給付制限期間を満了し、健康保険法の被扶養者としての認定基準を超える基本手当日額の支給を受けることにより、同年5月9日に申立人の夫の健康保険の被扶養者の認定が解除され、この結果、国民年金の被保険者種別の変更手続が必要となったことが確認できる。

しかしながら、A市から提供された住民記録個人確認履歴によれば、申立人は、平成3年1月にB市からA市へ転入した後、当該認定解除日以前の同年4月にC市へ転出しており、それ以降はA市に住民登録した形跡が無いことから、申立期間当時、同市における住民登録の無い申立人が同市で被保険者種別の変更手続を行うことは制度上できず、同市から申立期間

に係る国民年金保険料納付書は発行されなかったと考えられる。

また、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、申立期間に係る種別変更の記載は無く、申立期間当時、申立人が主張する第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続が行われた形跡はうかがえない上、申立人は、前述の基本手当の受給期間が満了し、平成4年1月に夫の健康保険の被扶養者の認定を受けた後に、第1号被保険者から第3号被保険者への種別変更手続を行ったと述べているが、当該手続が行われた形跡もうかがえない。

さらに、申立人に係るB市、A市及びC市の国民年金被保険者名簿は確認できない上、申立人が平成5年3月以降に住居登録していたD市の同名簿（CSVデータ）によれば、申立期間は第3号被保険者期間となっており、当該記録はオンライン記録とも一致している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（宮城）国民年金 事案 1795（宮城国民年金事案 1596 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 10 月から 54 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月から 54 年 6 月まで

申立期間の国民年金保険料については、実家のある A 県 B 市、大学のある C 県 D 市及びその後に転居した E 県 F 市等において全て納付したと第三者委員会に申し立てたところ、認められないとの通知を受けたが、この結論には納得できない。

今回、申立期間当時の国民年金保険料を納付したことを知っていると思われる大学時代の後輩、大学の職員及び会計事務所の職員の 3 人の氏名を思い出した。また、申立期間の保険料を納付したことが分かる新たな資料を提出するので、改めて調査して申立期間を国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が所持する年金手帳に記載のある国民年金手帳記号番号等により、申立人は、G 県 H 市において昭和 55 年 7 月 15 日に国民年金の加入手続を行い、同年 4 月 19 日に遡って被保険者資格を取得していると推認され、これはオンライン記録と一致している上、それ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないこと、ii) B 市の国民年金被保険者記録連絡票の「資格得喪の履歴」によると、申立人が初めて被保険者資格を取得したのは同年 4 月 19 日と記載されている上、申立期間の一部の期間において居住していたとする D 市及び F 市は、申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる情報等はないと回答していること、iii) 申立人は、46 年秋に B 市の実家で母親から国民年金手帳を手渡されたとしているが、母親は加入手続をした時期及び場所等については分からないとしていること、

iv) 申立人が現在所持する年金手帳は、印字されている情報等から、59年9月13日にI社会保険事務所(当時)が再交付したものと推認できること、v) 申立期間のうち50年秋頃から52年秋頃までについて、申立人がD市において国民年金保険料の納付を依頼していたとするアルバイト先の支配人については、その姓及び生年月日等が不明であるため個人を特定できず、申立人の主張を裏付ける事実を確認できないこと、vi) 申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、申立人に対し、既に年金記録確認J地方第三者委員会(当時)の決定に基づき平成24年2月3日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の始期を昭和46年11月から同年10月に変更するとともに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを知っていると思われる者として3人の氏名を挙げ、また、申立期間の保険料納付を示すものとして申立人が作成した資料を新たに提出している。

しかし、申立人は、申立期間を昭和46年10月からであると新たに主張しているものの、申立人に係る戸籍謄本、国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)及び申立人が所持する年金手帳により、申立人の生年月日は26年*月*日であることが確認できることから、新たな申立期間として追加された46年10月は、申立人が20歳に到達する前の期間であるため、申立人は当該期間において、制度上、国民年金に加入できない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを知っていると思われる者として氏名を挙げた3人は、いずれも個人を特定することができない上、名前を挙げた大学及び会計事務所に照会したものの、いずれも申立期間当時のことは分からないと回答していることから、申立期間の保険料の納付状況について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料納付を示すものとして自らが作成した資料を提出しているものの、その記載内容は申立期間において就労したとする事業所名及びその期間等であり、申立期間の保険料を納付したことは判断できない。

したがって、再申立てに際しての申立人の主張は、年金記録確認J地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、ほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（岩手）厚生年金 事案 3061

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月から平成 2 年 3 月まで

私は、申立期間にA町（現在は、B市）にあったC事業所に勤務し、給料から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち一部の期間について、申立人の雇用保険の加入記録が確認できることから、勤務期間の特定はできないものの、申立人がC事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、C事業所は、昭和 58 年 6 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、事業主も既に亡くなっている上、同僚であった事業主の息子に照会したが回答が無いことから、申立人の申立期間当時の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況等を確認することができない。

さらに、申立期間当時、C事業所に勤務していたと考えられる同僚からは、申立人の厚生年金保険の加入についての証言は得られなかった上、社会保険事務を担当していた者は、「本人の希望により厚生年金保険に加入していない者が多数いた。」旨回答している。

加えて、オンライン記録及び申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立期間は国民年金の被保険者となっていることが確認でき、昭和 59 年 4 月以降の申立期間については、ほとんどの期間が国民年金保険料の免除期間（法定免除及び申請免除）となっている上、B市によれば、記録が確認できる 62 年 8 月の転入時からは国民健康保険に加入しているとしており、申立人自身も、申立期間については国民健康保険に加

入していたとしている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（福島）厚生年金 事案 3068

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月21日から6年11月1日まで
私は、平成元年2月21日から10年1月31日までA株式会社B本部（現在は、株式会社C）に勤務していたが、厚生年金保険への加入は6年11月1日からとなっており、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する預金通帳、A株式会社B本部D支店における緊急事態発生時連絡体制表及び申立人と交替で同じ業務に就いていた同僚の証言により、申立人は申立期間において、同社B本部に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、株式会社Cは、「関係書類を廃棄しており、申立人の勤務期間、勤務形態及び申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる資料は無い。正社員の4分の3以上の勤務時間及び勤務日数を満たせばアルバイトから契約社員に切り替えて厚生年金保険に加入させていたが、当時のA株式会社B本部では、取扱いが徹底されていなかった。」旨回答している。

また、上記同僚は、「私は、平成元年3月に1年契約のパートとして採用された。6年10月までは、事業所から厚生年金保険の加入について話が無かったので、厚生年金保険に加入していなかった。申立人も厚生年金保険に加入していなかった。」旨回答しているところ、当該同僚が所持している申立期間の一部である平成6年1月及び同年5月の給与明細書によれば、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、A株式会社B本部に係る申立人の雇用保険及びE健康保険組合における被保険者資格取得日は、ともに平成6年11月1日となっており、厚生年金保険被保険者資格取得年月日と一致している。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間のうち平成元年2月から60歳に到達する3年*月まで国民年金の被保険者となっており、同期間は国民年金保険料を毎月納付していることが確認できる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東北（福島）厚生年金 事案 3069

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 3 月 21 日から 59 年 6 月 16 日まで
② 平成 2 年 9 月から 3 年 5 月 21 日まで

申立期間①は、昭和 55 年 2 月に A 株式会社 B 事業所に正社員として入社し、同事業所は、途中で C 株式会社 B 事業所に名称が変わったが、62 年 2 月に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間②は、平成 2 年 9 月に有限会社 D（後に、有限会社 E に名称変更）に正社員として入社したが、厚生年金保険への加入は 3 年 5 月 21 日からとなっており、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。

各申立期間について、給料から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、C 株式会社からの回答、雇用保険の加入記録及び同僚の証言から、申立人は申立期間において同社に勤務していたものと考えられる。

しかしながら、C 株式会社が保管する社会保険台帳の申立人の欄には、「57.3.20 退職（パートとして再雇用）」の記載が確認できるところ、同社は、「申立人は、昭和 57 年 3 月 21 日から 59 年 6 月 15 日まではパートであり、申立期間当時、パートの従業員は、雇用保険には加入させていたが、社会保険（厚生年金保険及び健康保険）には加入させていなかった。」旨回答している。

また、申立人の A 株式会社及び C 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和 57 年 3 月 21 日に厚生年金保険被

保険者資格を喪失し、59年6月16日に被保険者資格を再取得しており、オンライン記録と一致している上、健康保険被保険者証が57年4月3日に社会保険事務所（当時）へ返納された記録が確認できる。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、有限会社Eの元事業主に照会したところ、「有限会社Eは平成9年4月に倒産しており、関係書類は無く、申立人の在籍期間や申立期間における厚生年金保険への加入及び保険料の控除については不明である。」旨述べていることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除等について確認できない。

また、雇用保険の加入記録によると、申立人は、有限会社Eにおいて平成3年5月21日に被保険者資格を取得し、4年10月20日に離職していることが確認でき、厚生年金保険の加入記録と一致している。

さらに、オンライン記録によると、申立人がほぼ同時期に入社したと記憶している同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日は、申立人と同日であることが確認できる。

加えて、複数の同僚に照会したが、申立人の勤務期間や雇用形態等について具体的な証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（秋田）厚生年金 事案 3070

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年頃から63年7月1日まで
② 昭和63年8月21日から平成7年頃まで

私は、A株式会社に昭和60年頃から平成7年頃まで勤務したが、厚生年金保険被保険者期間として1か月しか反映されていないので、申立期間①及び②について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人について、A株式会社における昭和63年7月1日から同年8月21日までの厚生年金保険の被保険者記録が確認できるところ、申立人は、申立期間①及び②においても同社に勤務していたとして申し立てている。

しかし、雇用保険の加入記録によると、申立人のA株式会社における雇用保険の被保険者期間は、昭和63年7月1日から同年8月20日までとされており、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者期間と符合しており、申立期間①及び②における同社に係る雇用保険被保険者の記録は無い。

また、B企業年金基金から提出された厚生年金基金加入員台帳によると、申立人の資格取得日は昭和63年7月1日、資格喪失日は同年8月21日とされており、A株式会社における厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

さらに、申立人が一緒に勤務したとする同僚二人は、申立人を知っていると述べているものの、申立てを裏付ける具体的な証言は得られない上、A株式会社の後継事業所であるC株式会社及び子会社であるD株式会社では、申立期間①及び②に係る賃金台帳等の資料は無いとしており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについての関連資料及び具体的な証

言を得ることができない。

加えて、オンライン記録によると、申立人は申立期間①及び②において国民年金の被保険者（60歳到達以降の平成2年*月*日から7年頃までの期間を除く。）になっており、当該期間に係る国民年金保険料は全て納付済みとなっていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（秋田）厚生年金 事案 3075

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月 17 日から 62 年 7 月 1 日まで
年金記録を確認したところ、A 株式会社に勤務していた期間のうち、昭和 60 年 9 月から 62 年 6 月までの標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与に見合う額よりも低い金額で記録されていた。当時は、毎月 60 万円から 70 万円の給与を受け取っており、標準報酬月額は当時の最高等級に該当していたはずである。

申立期間の標準報酬月額の記録を、受け取っていた給与に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 株式会社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、申立期間当時の最高等級に該当していたと主張しているが、申立人は給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できない。

また、申立人の申立期間における標準報酬月額について、A 株式会社の事業主は、この時期の帳簿類は社会保険事務所（当時）により調査されたので、申立人の賃金は記録どおりと思われる旨の回答をしているところ、総合調査事業所台帳によれば、平成元年 5 月 24 日に B 社会保険事務所（当時）が同社に対して調査を実施しており、オンライン記録によると、同年 8 月 4 日に、申立期間のうち、昭和 61 年 10 月から 62 年 7 月までの標準報酬月額を 24 万円から 47 万円に訂正する処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、当該訂正が行われた期間に係る標準報酬月額の記録のう

ち、昭和 61 年 10 月から 62 年 6 月までは、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額が訂正前の 24 万円とされている上、事業主は申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、社会保険事務担当者も既に亡くなっていることから、申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できない。

一方、申立期間に係る標準報酬月額のうち、昭和 60 年 9 月から 61 年 9 月までについては、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、申立人の A 株式会社における標準報酬月額は 18 万円となっており、不自然な訂正は見当たらない。

また、申立期間当時、A 株式会社に勤務していた複数の同僚は、申立人の申立期間における給与額及び厚生年金保険料の控除額は不明と回答しており、申立人の主張する報酬月額及び厚生年金保険料の控除についての証言は得られなかった。

このほか、申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（岩手）厚生年金 事案 3077

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月頃から33年春頃まで

私は、申立期間当時、A株式会社の関連の仕事をしていた夫の紹介により、B県のC地区にあった同社のD施設で、毎年5月から10月までの期間、E業務をしていたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、B県F郡G村（現在は、H市）のC地区にあったA株式会社のD施設で働いていたと主張しているところ、申立人に係る戸籍謄本の改製原附票によると、申立期間当時、申立人の住所はI地域にあったことが確認できる上、申立人が提出した写真から、同地域にD施設が存在していたことは推認できる。

しかし、事業所記号払出簿及びオンライン記録によると、A株式会社はI地域で厚生年金保険適用事業所となっていた記録は無く、B県内に所在した「A」を含む名称の適用事業所について、厚生年金保険事業所別被保険者名簿等を確認したが、申立人が厚生年金保険被保険者であった記録は見当たらない。なお、A株式会社J支店に照会したところ、申立期間当時、申立人が同社J支店管内において勤務していたか否か及び同社の事業所が同地域に存在していたか否かについては、資料が無く不明と回答している。

また、申立人は、申立期間当時、自身が働いていた事業所の名称についての記憶は定かではなく、A株式会社のほか、働いていた可能性のある事業所として「K事業所」及び「L事業所」の名称を挙げているが、これらの事業所名での厚生年金保険適用事業所の記録は確認できない。

さらに、I地域におけるM事業の権利を保有していたN株式会社の厚生

年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立人が同社において厚生年金保険の被保険者であった記録は見当たらない上、同社及び同社の関連事業所の昭和 25 年から 44 年までの期間に係る「健康保険厚生年金保険喪失台帳」を保管しているH市のO資料館に照会したが、当該台帳に申立人の氏名は見当たらないと回答している。

加えて、申立人が氏名を記憶していた同僚は、生年月日が不明のため本人を特定できず、具体的な証言を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年7月頃から25年3月頃まで
② 昭和26年9月頃から27年5月頃まで

私は、申立期間①当時は、A施設内のB担当として、申立期間②当時は、同じくA施設内のC担当として働いていた。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、D機関に申立人の厚生年金保険の加入記録について確認したところ、当時、E機関に勤務する労働者の労務管理は、機関委任事務として関係都道府県知事が実施していたものであり、A施設の場合は、F県の出先機関であるG事務所が行っており、その後、国が当該事務を行うことになったものの、当時の資料は同県から国に移管されておらず、一部の書類が同県に保管されているのみであり、申立人の厚生年金保険被保険者記録を確認できないとしている。

また、F県に保管されているA施設及びG事務所等に係る資料を調査したが、申立人に関する資料及び申立人の氏名を確認することはできない。

さらに、G事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても申立人の氏名は見当たらず、厚生年金保険被保険者記録を確認できない。

加えて、申立人が申立期間①当時の同僚として記憶する者に係る厚生年金保険被保険者記録についても、申立人同様にF県の資料及びG事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できない。

申立期間②について、申立人は、A施設内のC担当として勤務したと主張しているが、申立人が勤務したとするA施設等の従業員に係る社会保険

の取扱いについては、H要員のうちI業務に使用されるに至った者の被保険者資格について（昭和26年7月3日付保発第51号厚生省保険課長通知）により、H要員は、昭和26年7月1日以降は、J担当の者は強制被保険者となるが、B担当及びC担当等の者は強制被保険者とならないこととされており、同通知によれば、申立人は申立期間②において厚生年金保険の強制被保険者ではなかったことが認められる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。